慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ジュディス・ハート 援助と解放 : 社会主義者の援助政治学研究
Sub Title	Judith Hart, Aid and Igberation : a socialist study of aid politics, Victor Gollancz Ltd., London 1973
Author	平田, 章
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.8 (1974. 8) ,p.733(69)- 737(73)
JaLC DOI	10.14991/001.19740801-0069
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740801-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の職人を保護する諸ギルドを有しており，他方，中央政府は特権集団に対して商業並びに製造業の独占を認可していた。しかしながら，独占は，都市当局乃至中央政府の権威によって支持されたものであれ，或いは運輸の未発達によって生み出されたものであれ，運輸及び分配手段の徐々の改善に伴い，17世紀にはますます弱まっていった。

市場経済のふたつの特質は，16世紀においてさえ比較的十分な発達を遂げていた。まず第一に，私利の原理はしばしば問題とされたものの，経済行為に対する指針として確立された。このことは，16世紀における囲い込みに関する議論によって明瞭に示される。1549年頃著された『国家論』Discourse of the Common Weal の中で，地主が，「もし〔地主が〕他のやり方よりも〔囲い込みによって〕ヨリ多くの利益を得るとした場合，彼らはどうしてそうしてはいけないという理由があるのだろうか」と尋ねた時，彼は次のような伝統的な返答を受け取った。すなわち，「私はなぜ彼らがそうすべきではないかということについて，あなたに納得のいく説明をすることができる。というのは，彼らは他の人々に害を与えるようなやり方で利益を得るべきではないからである」と。しかし，放牧地のための囲い込みを防止する唯一の効果的な方法が，「耕作の利益を，牧羊業者や親方製靴業者の利益と全く同じ位良いものにすること」[11]であることは，この著者によっても認識されていた。16世紀末迄には，利潤極大化の信条が全く完全な勝利を収めるに至った。第二に，16世紀には私有財産制度が是認され且つ受け入れられた。〔もっとも，〕それは必ずしも神聖不可侵というわけではなかった。市民革命以前には，王室の残存する封建的諸特権，特に後見権が，土地所有者がその所領の全収入を享受する自由をしばしば侵害した。ヨリ深刻だったことは，国王大権の行使によって，すでに確立されている商取引を侵害するような独占が認可されたことである。しかしながら，国王大権が私有財産を侵害する時には，普通法（コモン・ロー）がそれにたゆまず抵抗した。17世紀前期に，首席裁判官クック卿 Sir Coke は次のように述べている。すなわち，「普通法（コモン・ロー）は，動産，土地，収入のみならず，妻，子供，己れの身体，名誉，生活をも保護し守るために，臣民が有する最上にして最も公的な生得権である」と。ほぼ一世紀後，ある裁判官は誘拐の裁判のなかで，被告に対し次の如く説諭した。「おまえの犯罪は，財産が世界中の他のいかなる国におけるよりもヨリ良く保護されている国において，行われたのである……」[12]と。

(v)

私達は，近代経済における急速な成長が，高い技術水準，豊富な熟練労働力，経済組織の効率的形態に依存していることを示唆した。こうしたアプローチの方法をとることによって，私達には前工業化経済の特質が鏡に映し出される如く対照的に明瞭となってくる。すなわち，低位な技術と非常に遅々たる技術的発展，非熟練労働の多さ，及び多くの点において欠陥を有する市場経済がそれである。これら3つの特質のなかでは，最後のものがこの時期の経済的停滞を説明する上で最も重要であった。生産者に対してその生産機能を変えるよう圧力がかかることは殆どなかったから，農・工・商業における技術の改善は遅々たるものであった。19世紀及び20世紀と比較して経済における熟練労働が乏しかったことは，技術の低位と経済組織の後進性の結果であった。前工業化イングランドにおける熟練労働への需要に関しては，それが不足したという証拠は殆どない。しかし，市場は成長の原動力としては大きな効力を有していなかった。運輸と交通が困難であったために，制度的な障害が存在したために，そしてとりわけ消費者大衆が貧困でその有効需要が低所得によって制約されていたために，市場は経済に対する弱い牽引力としかならなかったのである。このような状態は，人口の増大がヨリ多くの消費者を生み出し，農業技術の徐々の進歩が食物生産を増大させ，17世紀末迄には食物価格の低下と非農産物需要の増大をもたらすにつれて，徐々に改善された。運輸の改善は市場圏を拡大し，企業家による市場機会の絶えざる開拓は技術水準を向上せしめ，同時に経済組織を改善した。それにも拘らず，1750年以前のイングランド経済史がかなりの程度まで経済の停滞の歴史である，ということが依然として事実であることには変りがない。

大貫朝義（経済学部助手）
酒田利夫
（大学院経済学研究科博士課程）

(11) A Discourse of the Common Weal of this Realm of England, ed. E. Lamond, 1893, pp. 50, 53.

(12) E.W. Ives, 'Social Change and the Law', in The English Revolution, 1600-1660, 1968, p. 120（邦訳，アイヴズ著，西村貞枝訳「社会変化と法」）（アイヴズ編，越智武臣監訳『英国革命 1600—1660』，ミネルヴァ書房），D. Ogg, England in the Reigns of James II and William III, 1955, p. 72.

書　評

ジュディス・ハート

『援助と解放——社会主義者の援助政治学研究』

Judith Hart, *Aid and Lgberation: A Socialist Study of Aid Politics*, Victor Gollancz Ltd., London 1973.

I

本書はさまざまな読み方ができよう。対象とされているのが必ずしも研究者・専門家ではないこと，平易に書かれていることから，本書を，援助と開発に関する入門書として読むこともできる。また援助の政策決定者の体験としても非常に興味深い。しかし本書が意図しているのは，英国労働党は援助および低開発国問題が現在いかなる状態にあり，いかにあらねばならないと考えているのか，についてのプロパガンダであろうし，ここでもその点を中心に紹介していきたい。

著者ジュディス・ハート（Judith Hart）は，前回のウィルソン政権下で，1969年10月から1970年6月まで海外開発省（Overseas Development Ministry ODM. 保守党政権下で海外開発庁 Overseas Development Administration ODAに改組された）の閣僚をつとめ，その後影の内閣にも参加していた。さらに今年の2月28日に行なわれた総選挙での労働党の勝利にともない，再び同相としてウィルソン内閣に参加している。英国労働党有数の低開発国通といえようし，その意味では，本書は今後の英国援助政策を考えるうえでも非常に示唆に富んでいる。

本書の構成をまず記しておく。

1. The Decades of Disillusion.
2. Criteria for Seventies.
3. The Role of Private Profit.
4. Population Growth in the Development Context.
5. The Economic Role of the Peasants.
6. Reform and Revolution on the Land.
7. The Aid Relationship: Five Examples.
8. Aid and the Highest Stage of Capitalism.
9. Aid and Socialism.
10. Postscript on the EEC and the Politics of Aid.

II

第1章はイントロダクションにもあたり，1950年代，60年代の援助実績とその背景にある哲学が検討されている。ここで強調されているのは，援助と供与国側の国家利益，とくに冷戦構造のなかでの世界戦略を遂行していくための援助，という側面である。だが，最近になって援助理念がやや変化し，より広範な国益の追求や道義的責任が認識されてきたことが指摘され，著者はそこに希望をもっているようである。

第2章では，前章からの延長として，70年代の援助基準が論じられている。著者はまず援助のパーフォーマンス基準を批判する。パーフォーマンス基準，というよりも成長率基準，の最大の弱点は，それが“誰のための開発であり成長であるのか”との疑問に答えていないことである。60年代を通じて高成長をとげた低開発国は数多いが，その一方で，国内での所得不平等が激化していることを著者は重視する。多くの低開発国には，2通りの生き方と2通りの生活水準が，農民とエリート層との間に存在し，GNP成長は必ずしも農民大衆の生活向上に役立ってこなかった。むしろ，農村で生活できない貧民の都市への大量の流入などが新しい問題として発生している。

こうした現実の中での援助供与基準は，圧倒的多数を占める貧困な大衆の生活向上に直結したものでなければならない，と著者は主張する。すなわち，必要性基準の採択である。これに関連して貧困とは相対的なものであり，単に飢餓や絶対的な不足が解消されただけでは貧困が解消されたとはいえず，先進諸国との所得格差の存在自体が問題であるとの見解が述べられている。これは経済的平等の促進という社会主義原則の国際的拡張から当然帰結するとされている。

援助供与基準として低開発国の必要性をとるにあたっては1つの限定がおかれている。吸収能力の問題がそれであり，大量の資本を有効に使用できないような低開発国に対しては，まず技術援助や訓練，行政能力の増進などの構造的進歩に寄与するような援助が行なわれなければならない。

第3章では民間企業，とくに外国民間企業の役割が論じられている。ピアソン報告に代表されるような正統的援助理論からの乖離は，ここでさらに大きくなる。著者は，ある条件のもとでは外国民間投資が受入国の開発に貢献することは承認するが，その動機はあくま

でも自己利益の追求であって，真に「援助」であるとはいえない，と主張する。必要性が援助供与基準となるならば，低開発国のなかでもとくに所得の低い諸国に援助の大きな部分が向けられねばならないが，こうした諸国でまず必要な道路・港湾などの社会的間接資本を民間企業が供給することは非常に少ない。ということは援助を受取る優先度の高い国ほど外国投資が行われないことを意味する。

より重要なのは，外国民間投資が開発過程を歪めるという問題である。外国企業に依存した開発は，少なくとも不均衡な経済を作りあげる傾向があった。これは抽出産業の事例においてもっとも大きく，低開発国経済は投資本国市場からの要請に即した形で編成されたのである。また利潤の本国送金が相当の額にのぼっていることも指摘されている。

このような理由から，著者は民間投資を「援助」の範疇からはずすことを主張している。援助という用語は公的援助に限るべきであり，民間投資は一定の役割は果すとしても，あくまで通常の商取引であり援助とはみなしがたい。民間投資が援助に含まれてきたのは，主要援助供与国である西欧資本主義国の，民間資本が経済成長の原動力であるとの経済哲学・イデオロギーが投影された結果にすぎない。

外国資本の導入は経済成長の極大化という視点から正当化されてきた。しかしそれが成長の歪みをもたらすとすれば，低開発国にとっての選択は「歪められた成長」と「低成長」の2つしかない，という反論が成りたちうる。だが真の選択は必要資本量を公的開発援助で供給することであり，それのみが民間投資の悪影響から低開発国を解放できる，というのが本章での著者の結論である。

III

以上のように援助がこれまでいかに行なわれてきたか，そして本来はどうあるべきかを検討してきたあとで，著者は低開発国の経済開発政策と，そのなかでの援助の役割というより具体的な問題を展開する。その際著者がとるのは，当然であるともいえようが，最貧困層とくに農民層の生活水準の向上をもたらす方策を模索しよう，というものである。

まず第4章では，低開発国の人口爆発が経済開発過程におよぼす影響とその対策とが論じられている。周知のように，人口急成長は低開発国においてとくに大きく，乏しい資源を食いつぶして貧困を固定化するものとし重大視されている。だが著者は食糧・原料の大幅な増産が潜在的には可能である，という立場をとっている。たとえば食糧については，新しい土地開拓，生産性向上，技術革新のそれぞれの要因が2倍の生産をもたらす，という「2の法則（rule of two）」が引用されている。

ここに援助が供与さるべき一大分野が存在している。世界は潜在的にはより多くの人口を養えるとしても，それを可能とするためには非常に大きな努力がなされねばならず，しかも緊急になされねばならない。低開発国が必要な物的・人的資源を供給できないとすれば，その負担の大きな部分が先進国からの援助によってまかなわれなければならない。

援助はまた人口抑制の目的にも使用されうる。著者は，低開発国社会を多産多死の人口構造から少産少死の構造へと向う過渡期にあるととらえている。人口爆発は近代医学の導入による死亡率の（そして死亡率のみの）低下によることはよく知られている。だが出生率は死亡率と同じく下がらなかった。これは社会的行動パターンの変化によってしかもたらされない。たとえば，多くの低開発国にみられる，子供を多数産むことが労働力の確保ひいては生活の安定をもたらすという行動様式は即時には変化しえない。問題はこの変化が社会の草の根（グラスルート）レベルで起こらねばならないことである。だが一部では，生活水準の上昇にともない子供を生むことをひかえようとの変化がすでに起りはじめており，援助は教育や通信，家族計画サービスの供給などを通じてこの過程を促進することができる。

著者がとくに指摘しているのは，家族計画の進展は女性解放と分かちがたく結びついていることである。この過程は，現在の先進諸国にも生じた。さまざまな避妊方式の普及は，女性にとってのもっとも重要な社会革命の1つであり，それは低開発国にとっても望ましく，また必要なことである，というのが著者の強い主張のようである。

第5章では，農民大衆（小農）の経済的役割を中心として，低開発国のとるべき開発政策が扱われている。まず著者が指摘するのは，「離陸」や「ビッグ・プッシュ」など，これまで唱えられてきた開発理論が西欧の発展過程に根ざしていることである。その中核にあるのは，投資—需要—投資のスパイラル効果をいかに発揮させるか，であり，賃金ではなく利潤からの再投資が重視される。だがこれらの理論は，その対象である低開発国社会の内部に有効需要が存在していないことを忘れている。それゆえ発展スパイラルの触媒たるべく期待されたさまざまの大規模プロジェクトは，特定の町や地域の生活水準を向上させはしたものの，「離陸」や「ビッグ・プッシュ」をもたらしはしなかった。

それではどのような開発政策がとられるべきであるのか。成長スパイラルをおこすための市場が欠如しているので，大衆の位置を出発点とした開発理論および政策が求められねばならない。これは農村・農業部門が優先とされねばならないことを意味する，と著者は主張する。

農業部門の重視は二重の意味を持っている。第一には食糧の増産であり，第二には有効需要の喚起である。これに関連して，近年いくつかの低開発国に起っている「緑の革命」がかなり詳しく検討されている。「緑の革命」の意義や限界について著者の見解は，ほぼ学界での定説に近いので，ここで詳述はしない。だが緑の革命を，人口の圧倒的部分を占めている農民大衆のものにするためには土地制度の検討が必要である，との主張は記しておく必要があろう。

低開発国における大土地所有は，社会の二重構造の基本となっている。大部分の土地がごく少数の家族に独占されていること自体も平等原理に反するものであるが，より大きな弊害は農業生産性向上の芽が故意に無視されていることである。このことは，ラテン・アメリカにみられる大土地所有制度（ラティフンディウム）においてとくに顕著である。大土地所有者が近代技術の導入を怠り，灌漑や再植林への資本支出を行ないたがらない一方，小農場ではしばしばよりよい経営が実施されており，これは生産面での大きな損失となっている。

大土地所有制度の弊害は，生産面にとどまらない。ラテン・アメリカの土地を持たない農業労働者は年間3～7ヵ月失業状態にあるといわれ，都市への貧民流入という新しい問題を尖鋭化させている。

大土地所有制度は，また社会制度でもある。大多数の農民は農場内にわずかの土地を与えられ，自らのために食糧を生産する一方，地主のために労働する。また小作も存在する。いずれの場合にも地主は農民に対し強大な権力を有し，それは農民への貸付金や，ときには暴力によって維持される。一口にいってラテン・アメリカにおける雇用者—労働者の関係は封建制度により類似しており，契約だけではなく，身分的な制約をも伴っているのである。

こうした社会には変革への契機はなかなか生じない。というより変革への動きは，大土地所有者・都市エリートの連合体である政府によって激しく圧迫される。事実いくつかの国で生じた小農による大農場への「侵略」は，政府の弾圧の対象となった。

第6章の論議は，以上のような農村部門での現実を打破するための土地改革が主題となっている。それは単なる改良主義では不十分で，経済関係の急進的変化が必要である，と著者は主張している。改良主義的方策はこれまでもとられてきたが，多くの場合，銀行信用や政府の貸付金・補助金を供与するにとどまり，小農民の必要性に促したものとはいえず，変化をもたらすどころか現在の農業制度と，その変化への抵抗力を強化するのみに終わった。土地所有と配分の急進的改革のみが経済進歩への障害を除去しうるのである。

土地改革の必要性はかなり以前から気づかれていた。これが国連総会で最初にとりあげられたのは1950年である。にもかかわらず，土地改革がなかなか進展しないのはさまざまな理由による。これら諸国の政治権力を握っているエリート層の反抗は，もちろんその最大のものであるが，援助供与国のこのエリート層との安易な結託はとくに問題とされている。近年土地改革の必要性がふたたび重視されるという好ましい傾向が出てきてはいるものの，援助行政担当官庁（たとえばアメリカのＡＩＤ）の見解が政策決定を行なう議会レベルにまで侵透したとはいえず，事実急進的土地改革を実施したキューバ，チリへのアメリカの援助はとりけされてしまった。

さらに重大なのは，国際機関が土地改革を積極的に促進していないことである。2国間援助の場合には，供与国には受取国同様，いかなる国にいかなる援助を供与するかを決定する権限が与えられているともいえよう。国際機関はこうした思惑から「中立」でなければならない。だが現実には国際機関の援助資金の大部分は先進資本主義国により供与されており，これら諸国における資本主義は「中立的」であり，社会主義が「政治的」であるという暗黙の「正統哲学」に挑戦することを困難にしているのである。

著者はこの「正統哲学」に正面から挑戦し，「どのような土地改革が最善であるのか？」そして「これまでの土地改革の経験から何を学びうるのか？」と設問する。著者はまず土地改革は次にあげる目標をはたさねばならない，と分析している。

——富と権力の集中を表象し，農村貧困層に，

そしてひいては一国の経済発展に多大の損失を与えている大土地所有を打破する。

——生存可能な農業生産単位を創出する。

——農村部における雇用機会を極大化する。

——生産と所得の可能なかぎり急速な増大をもたらすために，国家の援助と技術指導が最大の影響力を発揮しうる効率的径路を用意する。

——農民を，彼ら自身の生活と収奪からの社会進歩をになう組織に参加させる。

これらの項目が意味することを詳細に紹介する必要はないだろう。著者が，これらの目標を実現できるような土地改革は集産主義（collectivism）に基礎をおいたものでなければならない，と主張していることを記せばよい。集産主義に対するものは個人主義あるいは個別主義（individualism）であるが，これをとった場合の進歩がきわめて遅いことを，著者は指摘する。農業生産の増大を実現するには，単なる土地の分配だけでなく，灌漑設備や肥料などの投入をともなわねばならないが，個人としての農民にはその負担は大きすぎる。また土地を持たない農民が取り残されてしまう傾向があることも指摘されている。これらの欠陥は「分節化（compartmentalization）」として一括できる。経営規模が過小であれば，たとえ農業労働者が全部吸収されたとしても，それは見せかけの改革で，失業が過小雇用にすりかえられるにすぎない。

集産主義あるいは共同体アプローチには，このような欠陥はない。生産増大はより綿密に計画化できるし，技術指導の効率も高い。もっとも効率的であるという理由で，著者は，集産主義による土地改革こそが開発の面で最善の方策である，と主張している。

このような土地改革に対して，援助が非常に大きい貢献をなしうることは想像にかたくない。可能な領域は無数に存在するといえよう。だが現実に低開発国がこうした土地改革を実行にうつした場合，援助供与国との摩擦が生ずることは，著者が指摘したとおりである。これは本書における著者の最大の主張につながっている。第6章の終わりに著者は次のように書いている。「重要なことは，社会主義の援助政策が急進的土地改革を，農村開発のための不可欠の前提条件として，支持せねばならない，ということである。……もし供与国中で社会主義政府がそうしなければ，そして多国籍機関が同様の方向に動くように圧力をかけなければ，他のだれもそんなことはしないだろう。（p. 158）」

Ⅳ

望ましい開発理論と援助政策を論じたのち，著者はさらに明確に援助の社会主義的アプローチを定義する試みへと進んでいる。まず第7章では，援助が具体的に供与されている枠組が再び論じられている。ここでの記述はかなり詳細にわたり，また政策決定担当者としての視点がみられるなど興味深い点も多いが，論理の筋道からしてあまりに繁雑にわたるし，また比較的よく知られた内容であるので，詳しい紹介は行なわないことにする。ただ援助供与主体として，アメリカ，イギリス，西ドイツ，世界銀行，国際連合諸機関の5つが，また受入主体としてコロンビアの事例がとりあげられていることだけを記しておく。

第8章では，いわゆる帝国主義あるいは新帝国主義と援助の関係がとりあげられている。

まず著者は，援助供与国に拡がっている「援助疲れ（aid weariness）」を指摘する。1960年代をつうじての援助実績は，決して巨大なものではなく，1960年に世界全体でＧＮＰの0.52パーセントであった公的援助は，1970年には0.34パーセントへと落ちこんだ。そして世界の貧富の差は，一部にはその理由により，拡大しつづけている。

この現実に対しては2通りの反応が現れた。その第1は「ピアソン」アプローチとでも呼ばれうるもので，開発が「共同事業」であると指摘して，より一層の努力を喚起しようとするものである。第2の反応は，援助そして援助という概念全体を，それが富める国が貧困な国への影響力の行使と支配を続けるために用いられる道具である，すなわち新帝国主義の道具であるという理由で，拒絶するものである。

著者は，このいずれの立場もとらない。ピアソン・アプローチに対してはとくに痛烈で，「共同事業」という表向きの姿勢とその背後にある親権主義（パターナリズム）とのジレンマを批判し，かつての「白人の責務」とあまり変わるところはない，とまで論じている。だが後者の立場をも全面的に支持しているわけではない。ある種の援助は帝国主義との告発から自由でありうる，と主張する。確かに援助はしばしば「新帝国主義」の道具として用いられてきたが，だからといってそれを「新帝国主義」との関連においてのみ成立すると考える必要はない。ある種の援助は開発——民衆全体の生活水準を高めるという意味での——にたしかに寄与しており，本当の

問題は，どのような援助がそれにあたるのか，ということである，というのが著者の見解である。それがどのようなものかについての著者の主張をここで繰りかえす必要はないだろう。

第9章は全体の要約にもあたり，社会主義政権のとるべき援助政策を対象にしている。著者はまず援助の基盤となる哲学について論じ，善意だけでは十分でない，と指摘する。もちろん親権主義は論外である。それでは何を援助の理由とするのか。援助はかつての帝国主義国がその過去のために支払わねばならない賠償である，というのが著者の見解である。

さらに著者は，社会主義政権がとるべき具体的な行動計画を示している。これは英国は何をなすべきか，という設問に対するものだが，著者の頭の中には当然他の援助供与国への働きかけという側面があると思われる。行動計画は次にあげる11の項目から成っている。

(1) 民間投資を含みＧＮＰの1パーセントという援助目標にかえ，公的援助目標を受け入れる（英国保守党政府はこれを承認していない）。

(2) 民間投資を援助から除外し，公的開発援助のみが援助とみなされるような国際的合意を作りあげるよう努力する。

(3) 公的開発援助のみを援助実績として報告する。

(4) 公的援助計画のいかなる部分も民間外国投資を促進・援助しないことを確実にする。

(5) ＩＦＣから脱退し，その資金をＩＤＡに移転する。

(6) 英連邦開発公社の目的と機能を再検討し，上記の目的に適合するよう改組する。

(7) 英国公共部門と低開発国公共部門との協力を助長し，必要ならば補助金を与える。

(8) 援助計画の基本的枠組として大衆の利益と進歩を採用し，援助配分は必要性基準による。それゆえ可能なかぎり富と所得の平等を確立するような低開発国経済・社会の再構成を助ける。

(9) 国有化および収用の必要性を是認し，それによって生ずる技術的・財政的問題の解決を援助する。

(10) 多国間援助の内容，方向，有効性が満足できるものであり低開発国の選好にあうものであるならば，その部分を増大させる。

(11) 利子・償還の受取を放棄・減額し，援助条件をさらに緩和する。

これらの項目に加えて，低開発国特恵の問題が簡単にふれられている。ここでは「国内調整」すなわち産業構造の改革が重要であるが，政府の計画と援助とがその過程を円滑化しうる。だが著者はこの課題を過小評価するわけではない。むしろ労働組合をはじめとする困難が数多いことを十分認識したうえで，なおかつ貿易面での援助を推進せよと主張する。「援助政策と貿易政策とを代替物とみなすべきではなく，第三世界により多くの助けを与える運動のなかでの補完物とみなすべきである。我々はできるだけ多く，できるだけの領域で助けなければならない（p. 273）」のだから。

Ⅴ

さらに補遺では，英国のＥＥＣ加盟にともない生ずる問題と，労働党のとるべき立場が論じられているが，本書の評価にうつろう。

著者ジュディス・ハートは，はじめに明らかにしたとおり，政治家であって学者ではない。それゆえの不満は当然存在する。たとえば貿易の問題はより詳細に分析する必要がある，と論じることは容易であろう。

だがそれをきびしく批判することはなかろう。本書は社会主義者であり，援助政策担当者である著者が，著者自身の立場から書いた啓蒙書でありプロパガンダである。むしろ一定の立場から，もっとも重要であると判断したことだけを集中的に，そして直線的に論述している方法に新鮮さすら感じられるのである。

著者がとっている立場は偶然に出てきたのではあるまい。英国内には著者に類似した主張をしている論者が数多く存在している。ケンブリッジ大学のグループ，サセックス大学にある開発問題研究所（Institute of Development Studies）のグループはその好例であろう。むしろ著者の見解は，これらのグループでの論議から派生してきたものであるといえよう。

著者の，そしてその背景となっているグループの論議にみられる最大の特徴は，いうまでもなくその理想主義である。この点にその最大の問題も存在している。はたして著者の主張が現実に行なえるのであろうか，との疑問がそれである。だがこの疑問には著者自身が解答している。「我々は政治的現実主義者である。我々は人類と明日の世界に関っているのである（p. 280）」。それゆえ本書の評価も新しい労働党内閣の援助政策が展開されていくのをみたうえでのみ下しうるのであろう。

平　田　　章
（慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程）